

放課後等デイサービス事業所 管理者 様

尼崎市障害福祉課長

特別支援学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービス利用の利用者負担軽減及び報酬請求の取扱いについて（その 4）

平素は、本市の障害福祉行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業の実施について」の一部改正（令和 2 年 5 月 13 日付障発 0513 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）が出されたことに伴い、令和 2 年 3 月サービス提供分の利用者負担軽減（同通知（その 1）令和 2 年 4 月 8 日付尼崎市事務連絡参照）が継続することとなりますが、令和 2 年 4 月からの利用者負担軽減について、現時点での本市取扱いを整理しましたのでお知らせします。

## 1 学校の臨時休業により追加的に生じた利用者負担軽減

### (1) 利用者負担軽減の内容【令和 2 年 4 月以降変更点】

※ 下線部分、変更点

- ① 臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童であって、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数より多くのサービスを利用したことによる報酬が増加した分
- ② 臨時休業以前から支給決定を受けていた児童であって、臨時休業に伴い令和 2 年 3 月当初の利用予定日数よりサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- ③ 臨時休業以前から支給決定を受けていた児童及び臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

### (2) 保護者の利用者負担について

4 月以降サービス提供分の利用者負担を請求する際には、特別支援学校等の臨時休業がなかった場合の利用者負担（当初から予定していた利用分に相当する利用者負担）のみを請求してください。

## 2 代替サービスの提供に係る利用者負担軽減

### (1) 利用者負担軽減の内容【令和 2 年 4 月以降追加部分】

事業所が電話等による代替的な方法で提供するサービスの利用による報酬分

### (2) 保護者の利用者負担について

代替的な支援は、家庭の孤立化防止や、支援が必要になった際に適切な介入のきっかけになるなど、児童の発達にとって重要であることを鑑み、個々の状況に応じて支援を実施していただき、児童と保護者への継続的な支援が一層取り組まれるように、利用者

負担が軽減されるものです。よって、通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生すること及びその利用者負担が免除される予定であることを説明したうえで、保護者の合意のもとサービス提供をした場合に、その利用者負担を差し引いてください。

(新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係る Q&A について (4 月 28 日版) (令和 2 年 4 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡) Q10-3、Q17-4 参照)

<参考>同通知(その3)(令和2年4月28日付尼崎市事務連絡)より抜粋

○ 特例的に通常報酬算定する場合の留意点

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の本市における取り扱いについて(通知)」(令和2年3月19日付尼崎市事務連絡)及び「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について」(令和2年4月14日付尼崎市事務連絡)により、「臨時的な在宅でのサービス提供を行う場合」の本市取扱いを整理しております。令和2年4月サービス提供分からは、北・南部障害者支援課に届出及び報告書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

その要件を満たし、特例的に通常の報酬算定として請求する場合は、「サービス提供実績記録票」の開始時間・終了時間に実際にサービスを提供した時間を記入し、備考欄に「欠席基本報酬」等わかるように記載してください。

### 3 報酬請求について

- ・3月サービス提供分と同様に、4月以降についても上記1及び2の利用者負担軽減部分を含め、通常通り国保連合会に請求してください。
- ・尼崎市立学校における6月からの学校再開に伴う分散登校期間は、学校休業日単価が適用されます。その場合は、サービス提供実績記録票の開始時間・終了時間に実際にサービスを提供した時間を記入し、備考欄に「分散登校」等わかるように記載してください。なお、通常授業に戻った場合は、通常の単価となります。

(学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応について(令和2年5月27日尼崎市健康福祉局法人指導課・障害福祉課事務連絡)参照)

### 4 留意事項

・利用者負担軽減部分については、市から事業所にお支払いすることとなります。本市においては、特別支援学校等の臨時休業期間であった4月及び5月サービス提供分の電話等による代替的な方法でのサービスは利用者負担免除とする予定で整理をしておりますが、正式な利用者負担軽減の範囲や軽減部分の請求方法については決まり次第、別途お知らせいたしますのでご了承ください。

・上限管理対象者のうち利用者負担軽減により金額が変更となる場合の取扱いは、整理ができ次第あらためてお知らせいたしますので、後日利用料の調整の可能性があること、または利用料の請求を保留にする等、保護者にご説明していただきますようお願いいたします。

【尼崎市ホームページ】

トップページ > くらし・手続き > 障害者支援 > 障害者自立支援制度 > 【障害福祉サービス等】

【障害児通所支援】指定サービス事業に関するお知らせ >

障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所等における新型コロナウイルスへの対応  
について（令和2年4月）

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/1004198/1020053.html>

以 上

【問い合わせ先】

尼崎市障害福祉課 請求・認定担当係

吉田・曾谷

TEL：06-6489-6750

FAX：06-6489-6351